

看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する取組事項

当院では、看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資することを目的とする計画を策定し、これに基づき以下の取り組みを実施しています。患者様、ご家族の皆さんにも、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する体制

- (1) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者 看護部長 矢部 都
- (2) 看護職員の勤務状況の把握等
勤務時間 平均週 37.0 時間 時間外労働 平均 3 時間
2 交代の夜勤に係る配慮
 - ・夜勤後の暦日の休日の確保
 - ・残業が発生しないような業務量の調整
- (3) 多職種からなる役割分担推進の為に委員会または会議
看護職員の負担軽減・処遇改善検討委員会 開催頻度年 1 回 参加人数約 14 人
参加職種：院長、看護部長、事務長、各師長、薬局長、医療福祉相談室長、臨床心理室長、
リハビリテーション室室長、栄養科主任
- (4) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画
 - ・計画の策定
 - ・職員に対する計画の周知（書面による回覧、院内掲示）
- (5) 看護職員の負担の軽減及び処遇改善に関する取組事項の公開
 - ・院内に掲示
 - ・ホームページ掲載

2. 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的な取り組み内容

- (1) 業務量の調整
 - ・時間外労働が発生しないような業務量の調整
 - ・入院セットリリースの導入
- (2) 多職種との業務分担
 - ・業務移行が可能な内容と職種について検討
- (3) 看護補助者の配置
 - ・看護補助者の夜間配置(療養病棟) ・特定技能(外国人)の採用
- (4) 多様な勤務形態の導入
 - ・短時間勤務、夜勤の減免制度 ・夜勤専従者の確保
- (5) 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮
 - ・夜勤の減免制度 ・休日勤務の制限制度 ・半日、時間単位の年次有給休暇制度
 - ・ライフスタイルに応じた勤務時間の設定
- (6) 夜勤負担の軽減
 - ・夜勤従事者の増員 ・夜勤回数の上限設定
- (7) 安定的な欠員補充と定着促進